

「（仮称）宮城県教育振興基本計画（答申中間案）」に対する パブリックコメント手続実施要領（案）

1 目的

宮城県教育振興審議会（以下「審議会」という。）が「（仮称）宮城県教育振興基本計画」の答申をまとめるに当たり、当該答申中間案に対して、広く県民等から意見を募集し、もって県民の参画による開かれた教育行政の推進に資することを目的とする。

2 実施機関

宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）

3 実施方法

- (1) 教育委員会は、あらかじめ答申中間案を公表する。
- (2) 上記公表の際は、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。
 - ① 答申中間案の概要
 - ② 答申中間案を策定した趣旨、目的及び背景
 - ③ 意見の募集期間、提出方法及び提出先
 - ④ その他意見の募集に関し必要な事項

4 公表方法

- (1) 公表に当たっては、教育委員会のホームページに掲載するとともに、県庁県政情報センター及び各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く。）並びに教育庁教育企画室に備え置き供覧するものとする。
- (2) 教育委員会は、答申中間案を策定した趣旨、意見の募集期間等について、河北新報の「県からのお知らせ」欄等に掲載するほか、報道機関への情報提供等積極的な周知のための広報を併せて行うよう努めるものとする。

5 意見の提出

- (1) 答申中間案等の公表時期
平成21年10月16日（金）（予定）
- (2) 意見の募集期間
平成21年10月16日（金）から平成21年11月15日（日）まで（予定）
- (3) 意見の提出方法
郵便、ファクシミリ、電子メール
- (4) 意見で用いることのできる言語の種類
日本語
- (5) 意見提出者に関して明記を求める事項
氏名又は団体等の名称及び代表者名、住所、電話番号
- (6) 意見の提出先
宮城県教育庁教育企画室企画班

6 意見の取扱い

- (1) 教育委員会は、提出された意見を整理して、直近の審議会に報告する。その際、意見を提出した県民等の氏名、名称その他当該県民等の属性に関する情報は付さないものとする。
- (2) 教育委員会は、提出された意見のうち、趣旨が不明確なもの、公表することにより県民等の権利利益を侵害する恐れがあるもの及び5（5）で求める事項の記載のないものについては、審議会に報告しないものとする。
- (3) 審議会は、提出された意見を十分考慮して、答申をまとめるものとする。
- (4) 審議会は、（3）により答申をまとめたときは、提出された意見の概要とこれらに対する審議会の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した答申中間案に関連のないものについては、審議会の考え方を公表しないこととする。
- (5) 審議会は、（3）により答申中間案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。
- (6) （4）及び（5）による公表の方法は、答申中間案の公表の例によるものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、本パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、宮城県が定める「県民の意見提出手続に関する要綱」の例により取り扱うものとする。